

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成17年5月18日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 麻生 渡

福岡市長 山崎 広太郎

平成17年3月28日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法付則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 構造改革特別区域の名称

福岡アジアビジネス特区

2. 変更事項

8 特定事業の名称

「特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業(1208)」

の追加。

8 特定事業の名称

「臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(701)」

「公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業(1201)」

「自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業(1204)」

の規制の特例措置が全国展開されたことに伴う削除。

上記 と の特定事業の名称の追加と削除に伴う特区計画の別紙の追加と削除
上記それに伴う説明等の修正。

特区計画の別紙「外国人情報処理技術者受入れ促進事業（５０７）」及び「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（５０４）」に関する機関・施設の追加及び変更

３．変更事項の内容 別紙のとおり

(別紙) 変更事項の内容

変更前	変更後
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p><省略></p> <p>(6)アジアにおける国際ハブ港湾の形成</p> <p><省略></p> <p>具体的には、水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や、IT活用による港湾整備を進めるとともに、既存埠頭の効率的運営と民間の経営能力を活用する特定埠頭運営効率化の推進、<u>臨時開庁手数料の軽減、税関の執務時間外通関、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示、公有水面埋立地の用途変更に関する特例</u>を活用する。</p> <p><省略></p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p><省略></p> <p>(6)アジアにおける国際ハブ港湾の形成</p> <p><省略></p> <p>具体的には、<u>臨時開庁手数料の軽減、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示による運行、水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や、IT活用による港湾整備を進めるとともに、既存埠頭の効率的運営と民間の経営能力を活用する特定埠頭運営効率化の推進、税関の執務時間外通関、公有水面埋立地の所有権移転制限期間の短縮</u>に関する特例を活用する。</p> <p><省略></p>
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的影響</p> <p>「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定埠頭運営効率化推進事業」、「<u>臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</u>」、「<u>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</u>」等の特定事業及び関連事業の実施により、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積が促進される。</p> <p><省略></p> <p>また、博多港については、「特定埠頭運営効率化推進事業」、「<u>臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</u>」、「<u>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</u>」などの特区制度の活用と港湾のIT化、航路誘致や民間の24時間化を促す取り組みを行い、国</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的影響</p> <p>「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定埠頭運営効率化推進事業」、「<u>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</u>」、「<u>特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業</u>」等の特定事業及び関連事業の実施により、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積が促進される。</p> <p><省略></p> <p>また、博多港については、「特定埠頭運営効率化推進事業」、「<u>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業</u>」などの特区制度の活用と港湾のIT化、航路誘致や民間の24時間化を促す取り組みを行い、国際ゲートウェイ機能の強化策を実施することによっ</p>

<p>際ゲートウェイ機能の強化策を実施することによって国際海上コンテナ取扱量は毎年度着実に増加し、貿易が促進されることは明らかで、これに伴う生産額及び雇用の増加が見込まれる。さらに、「<u>自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業</u>」は、自動車メーカーにとって、直接、業務の効率化が図られるものであって、企業は経費節減効果を期待している。</p>	<p>て国際海上コンテナ取扱量は毎年度着実に増加し、貿易が促進されることは明らかで、これに伴う生産額及び雇用の増加が見込まれる。</p>
<p>8 特定事業の名称</p> <p>外国人研究者受入れ促進事業（５０１，５０２，５０３）</p> <p>特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（５０４）</p> <p>外国人情報処理技術者受入れ促進事業（５０７）</p> <p>夜間大学院留学生受入れ事業（５０８）</p> <p><u>臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（７０１）</u></p> <p>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（７０２）</p> <p>学校設置会社による学校設置事業（８１６）</p> <p>校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（８２１（８０１－１））</p> <p>運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２８）</p> <p>空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２９）</p> <p><u>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（１２０１）</u></p> <p>特定埠頭運営効率化推進事業（１２０３）</p> <p><u>自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（１２０４）</u></p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>外国人研究者受入れ促進事業（５０１，５０２，５０３）</p> <p>特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（５０４）</p> <p>外国人情報処理技術者受入れ促進事業（５０７）</p> <p>夜間大学院留学生受入れ事業（５０８）</p> <p>税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（７０２）</p> <p>学校設置会社による学校設置事業（８１６）</p> <p>校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（８２１（８０１－１））</p> <p>運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２８）</p> <p>空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２９）</p> <p>特定埠頭運営効率化推進事業（１２０３）</p> <p><u>特定埋立地に係る所有権移転制限期間</u></p>

	等短縮事業(1208)
--	-------------

変更前	別紙		
	1 特定事業の名称		
	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)		
	<省略>		
	4 特定事業の内容		
	外国人の活動概要		
	<省略>		
	(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)		
	機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
	株式会社 正興電機製作所 <省略>	<省略>	特定情報処理活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。以下同じ。)
株式会社 エーエスピーランド <省略>	<省略>	特定情報処理活動	
株式会社 BCC <省略>	<省略>	特定情報処理活動	
株式会社 富士通九州システムエンジニアリング <省略>	<省略>	特定情報処理活動	
株式会社 シー・エス・エル <省略>	<省略>	特定情報処理活動	
日本匯人テクノ有限公司 (取締役 張曉川) (住所 福岡市早良区百道 浜 2-1-22SRPセン タービル 505C)	<省略>	特定情報処理活動	
株式会社 ジエイエムネット <省略>	<省略>	特定情報処理活動	

	<省 略>
--	-------

変更後	別紙			
	1 特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)		
		<省略>		
	4 特定事業の内容	外国人の活動概要		
		<省略>		
		(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)		
		機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
		株式会社 正興電機製作所 <省略>	<省略>	特定情報処理活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。以下同じ。)
		株式会社 エーエスピーランド <省略>	<省略>	特定情報処理活動
		株式会社 BCC <省略>	<省略>	特定情報処理活動
	株式会社 富士通九州システムエンジニアリング <省略>	<省略>	特定情報処理活動	
	株式会社 シー・エス・エル <省略>	<省略>	特定情報処理活動	
	日本匯人テクノ有限公司 (取締役 張曉川) (住所 <u>福岡市博多区博多駅前4丁目36番29号 IBセンタービル401</u>)	<省略>	特定情報処理活動	
	株式会社 ジェイエムネット <省略>	<省略>	特定情報処理活動	

<p>株式会社三神ソフト (代表取締役 李周洪) (住所 福岡市早良区百道 浜2丁目1番22号 福岡ソフトリサーチ パークセンタービル 610号室)</p>	<p>大手地銀・保険会社をユーザーとする金融システムの業務アプリケーション開発及び関連業務。福岡市内事業所は、本社機能に加え、日本人業務経験者と外国人IT技術者との混成チームによる設計業務等の開発センター、必要な技術やスキルを社員に習得させる教育センターとしての機能を担う。</p>	<p>特定情報処理活動</p>
<p style="text-align: center;">< 省 略 ></p>		

別 紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（５０７）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

（１）次の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所において、
情報処理分野の業務に従事する外国人

- ・ 株式会社 正興電機製作所
- ・ 株式会社 エーエスピーランド
- ・ 株式会社 B C C
- ・ 株式会社 富士通九州システムエンジニアリング
- ・ 株式会社 シー・エス・エル
- ・ 日本匯人テクノ有限公司
- ・ 株式会社 ジェイエムネット

（２）（１）の外国人の扶養を受ける配偶者または子

3 当該規制の特定措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

次に掲げる事業所において、外国人情報処理分野技術者の受け入れを促進する。

事業所名	所在地	概 要
株式会社 正興電機製作所	<省略>	<省略>
株式会社 エーエスピーランド	<省略>	<省略>
株式会社 B C C	<省略>	<省略>
株式会社 九州富士通システム エンジニアリング	<省略>	<省略>

変
更
前

株式会社 シー・エス・エル	<省略>	<省略>
日本匯人テクノ有限 会社	福岡市早良区百道浜 2 - 1 - 2 2 S R Pセンタービル5 0 5 C	<省略>
株式会社 ジェイエムネット	<省略>	<省略>

5 当該規制の特例措置の内容

<省略>

別 紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

（1）次の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所において、
情報処理分野の業務に従事する外国人

- ・ 株式会社 正興電機製作所
- ・ 株式会社 エーエスピーランド
- ・ 株式会社 B C C
- ・ 株式会社 富士通九州システムエンジニアリング
- ・ 株式会社 シー・エス・エル
- ・ 日本匯人テクノ有限会社
- ・ 株式会社 ジェイエムネット
- ・ 株式会社三神ソフト

（2）（1）の外国人の扶養を受ける配偶者または子

変
更
後

3 当該規制の特定措置の適用の開始の日
 特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

次に掲げる事業所において、外国人情報処理分野技術者の受け入れを促進する。

事業所名	所在地	概要
株式会社 正興電機製作所	<省略>	<省略>
株式会社 エーエスピーランド	<省略>	<省略>
株式会社 B C C	<省略>	<省略>
株式会社 九州富士通システム エンジニアリング	<省略>	<省略>
株式会社 シー・エス・エル	<省略>	<省略>
日本匯人テクノ有限 会社	福岡市博多区博多駅 前4丁目36番29号 I B センタービル 401	<省略>
株式会社 ジェイエムネット	<省略>	<省略>
株式会社三神ソフト	福岡市早良区百道浜 2丁目1番22号 福岡ソフトリサーチ パークセンタービル 610号室	大手地銀・保険会社をユーザーとする金融システムの業務アプリケーション開発及び関連業務。福岡市内事業所は、本社機能に加え、日本人業務経験者と外国人IT技術者との混成チームによる設計業務等の開発センター、必要な技術やスキルを社員に習得させる教育センターとしての機能を担う。

5 当該規制の特例措置の内容

<省略>

<p>変 更 前</p>	<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（ 7 0 1 ）</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>福岡空港国際線開設状況</p> <p>〔平成14年〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成都便 2 往復 / 週（中国国際航空） ・ケアンズ便 3 往復 / 週（オーストラリア航空） <p>〔平成15年〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上海便 5 往復 / 週（日本航空） ・瀋陽便 2 往復 / 週（中国南方航空） ・大連便 3 往復 / 週（中国南方航空） ・ホーチミン便 3 往復 / 週（予定）
<p>変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">削 除</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変 更 前</p>	<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（1201）</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>5 当該規制の特定措置の内容</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>最近権利設定等を行った事例</p> <p>【事例1】 倉庫業者が倉庫の移転集約を行うため、博多港開発株式会社が所有する未処分の埋立地を分譲するにあたって権利移転許可を受けたもの（平成14年10月）</p> <p>【事例2】 物流企業が物流倉庫を建設するため、福岡市が所有する未処分の埋立地を分譲及び賃貸するにあたって権利移転許可及び権利設定許可を受けたもの（平成14年3月）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">削 除</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変 更 前</p>	<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（1204）</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>5 当該規制の特定措置の内容</p> <p style="text-align: center;">< 省 略 ></p> <p>作業時間の短縮効果 （取り付け、取り外しに係る時間（約2分/台）が省略可能な場合） A区間：2分/台 × 400台/月 × 2回 = 1,600分/月 = 約27時間/月 A区間は2区間に分かれるため、回送運行は2回行われる。 B区間：2分/台 × 2,500台/月 × 1回 = 5,000分/月 = 約83時間/月</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">削 除</p>

<p>変更前</p>	<p>記載なし</p>
<p>変更後</p>	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（1208）</p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 福岡市（公有水面埋立免許出願人） 博多港開発株式会社（公有水面埋立免許出願人） 福岡市または博多港開発株式会社から埋立地の分譲を受けようとする者 埋立地の利用において用途の変更を行おうとする者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日 特区計画の認定後直ちに</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>（1）事業に関与する主体 福岡市（公有水面埋立免許出願人） 博多港開発株式会社（公有水面埋立免許出願人） 福岡市または博多港開発株式会社から埋立地の分譲を受けようとする者 埋立地の利用において用途の変更を行おうとする者</p> <p>（2）事業区域 アイランドシティ整備事業における福岡市 2-2 工区、博多港開発 1-1 工区、香椎パークポート整備事業における 2-2 工区及び箱崎ふ頭水面貯木場埋立事業 1 工区の区域</p> <p>（3）事業実施期間 特区計画認定後直ちに。</p> <p>（4）事業により実施される行為 規制の特例措置の適用を受けることにより、埋立地への企業等の進出が促進され、倉庫・流通加工施設、流通販売施設、業務施設、住宅等及びこれらの複合施設等、アジアビジネス機能の強化に資する立地を図り地域経済の活性化を目指す。</p>

(5) 整備される施設

福岡市または博多港開発株式会社から埋立地の分譲を受けた者が建設する倉庫・流通加工施設、流通販売施設、業務施設、住宅等及びこれらの複合施設等

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容

別添

(2) 埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めた理由

- ・ (1) に示す埋立地は、博多港の港湾機能の強化及び福岡市の新たなまちづくりを図るため、埋立竣功後の基盤整備等に合わせて、土地処分を行うこととしていますが、社会・経済状況の変化により、従来の枠組みにとらわれない新たな土地利用や多様な土地所有のあり方が求められています。

今回、当該特例措置により埋立地の土地利用・処分に係る手続きの規制緩和を実施することで、アジアと結びつきの強い福岡の立地特性を生かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾である博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す港湾関連施設、業務施設、住宅及びこれらの複合施設等の立地を促進するとともに、アジアビジネス拠点の形成や健康未来都市実現の推進を図り、福岡アジアビジネス特区を活かした機能強化と臨海地域の活性化を図ります。

- ・ 公有水面埋立法に基づき、埋立免許の用途の変更や埋立地の所有権の移転を行う場合、埋立竣功告示日より起算して 10 年間は免許権者の許可が必要となります。

しかし現状では、(1) に示す埋立地の埋立免許の用途は合理的に設定しているものの、現在の事業者が求める用途は、複合的用途や福岡アジアビジネス特区に対応した新たな需要、例えば、保管施設用地では読みきれない倉庫・流通加工等の複合施設等であり、現在設定している用途はニーズに必ずしも即していると言えず、竣功認可告示後も 5 年以上にわたり、一部において埋立免許の土地利用に使用されていない状況であります。

また、埋立地に進出する事業者は、事業資金の調達や建築工事着手から開業に至るまで詳細にスケジュールを検討する必要があり、事業計画の策定や進出の意思決定をする上で時期的な要素は極めて重要な事項となっており、免許権者の許可を要するた

め土地売買の確約ができないこと等により、契約に結びつかないケースもあり、特に今後想定される中国を中心としたアジア企業の進出に当たっては大きな課題となるものです。

当該特例措置が適用されることにより、埋立地の用途変更や所有権移転に係る規制が特例措置により緩和されれば、事業者にとって自らのスケジュールに基づき事業を進めていくことが確実となるとともに、事業効果の早期発現につながり、企業の進出意欲を高めることができます。

また、より幅広い需要に対応できる土地利用となることから、事業者の進出意欲を高め、土地利用の促進（遊休地化の防止）にもつながるものです。

< 参考 >

事業名	埋立竣功認可告示日	埋立竣功認可から 現在までの期間
アイランドシティ整備事業（福岡市 2 - 2 工区）	平成 12 年 5 月 25 日	4 年 11 か月
” （博多港開発 1 - 1 工区）	平成 12 年 5 月 25 日	4 年 11 か月
香椎パークポート整備事業（ 2 - 2 工区）	平成 10 年 6 月 1 日	6 年 11 か月
箱崎ふ頭水面貯木場埋立事業（ 1 工区）	平成 9 年 6 月 2 日	7 年 11 か月